

| 教 育 研 究 業 績 書   |   |   |                          |   |
|---|---|---|--------------------------|---|
| 2019年5月1日   |   |   |                          |   |
| 氏名 浦田 洋 印   |   |   |                          |   |
| 研 究 分 野   |   | 研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド   |                          |   |
| 非行・犯罪心理学  |   | 性犯罪再犯防止指導, T A T  |                          |   |
| 教 育 上 の 能 力 に 関 する 事 項  |   |   |                          |   |
| 事項  | 年月日   | 概 要   |                          |   |
| 1 教育方法の実践例<br>該当なし  |   |   |                          |   |
| 2 作成した教科書, 教材<br>該当なし   |   |   |                          |   |
| 3 教育上の能力に関する大学等の評価<br>該当なし  |   |   |                          |   |
| 4 実務の経験を有する者についての特記事項<br>該当なし   |   |   |                          |   |
| 5 その他<br>特記事項なし   |   |   |                          |   |
| 職 務 上 の 実 績 に 関 する 事 項  |   |   |                          |   |
| 事項  | 年月日   | 概 要   |                          |   |
| 1 資格, 免許<br>臨床心理士(資格登録番号3808)<br>公認心理師(登録番号1390)  | 1994年3月20日<br>2019年2月5日                                       |   |                          |   |
| 2 特許等<br>該当なし   |   |   |                          |   |
| 3 実務の経験を有する者についての特記事項<br>(1)矯正研修所科調査鑑別特別科研修「T A Tによる人格理解」講師<br>(2)矯正研修所応用科研修「T A T演習」講師<br>(3)矯正研修所福岡支所専攻科研修「T A T解釈の実際」講師<br>(4)矯正研修所名古屋支所専攻科研修「T A T演習」講師 | 2010年～2012年<br><br>2013年～1028年<br><br>2014年12月<br><br>2018年1月 | 採用概ね10年目の中堅心理専門職に対する専門研修での, T A Tのブラインドアナリシスの演習<br><br>採用概ね5年目の中堅心理専門職に対する専門研修での, T A T全般の解説と, ブラインドアナリシスの演習<br><br>採用1年目の新人心理専門職に対する専門研修での, T A Tの基礎的知識の付与と分析・解釈の仕方の例示<br><br>採用1～2年目の新人心理専門職等に対する専門研修での, T A T全般の解説と分析・解釈の仕方の演習 |                          |   |
| 4 その他<br>特記事項なし   |   |   |                          |   |
| 研 究 業 績 等 に 関 する 事 項  |   |   |                          |   |
| 著書, 学術論文等の名称  | 単著・<br>共著の別   | 発行又は<br>発表の年月   | 発行所, 発表雑誌等<br>又は発表学会等の名称 | 概 要   |
| (著書)<br>1 Association for the<br>treatment of Sexual<br>Abusers(ATSA)大会に参加して  | 共著  | 2012年5月   | 矯正協会, 刑政                 | 「施設内処遇におけるグッド・ライブス・モデル」, 「ナラティブ・セラピー」(2項目分執筆) |
| 2 性犯罪者処遇の新しい流れ-良い生活モデル(GLM)とは何か-  | 単著  | 2013年12月  | 矯正協会, 刑政                 | 性犯罪者処遇学会(ATSA)トロント大会の参加報告                     |
| 3 性犯罪からの離脱-「良き人生モデルがひらく可能性」   | 共訳  | 2014年7月   | 日本評論社                    | 性犯罪者処遇における最新の理論の概要の紹介                         |

|   |                  |          |   |   |
|---|------------------|----------|---|---|
| 4 犯罪心理学事典   | 共著               | 2016年9月  | 丸善出版  | 性犯罪者処遇における最新の理論が掲載された洋書の分担訳   |
| (学術論文)  |                  |          |   |   |
| 1 ブラインドアナリシスの可能性  | 単著               | 2012年11月 | 中京大学心理学研究科・心理学部紀要                               | TATとSCTを用いた、投映法のブラインドアナリシスの試み   |
| 2 司法領域におけるTATの活用  | 単著               | 2019年3月  | 中京大学心理学研究科・心理学部紀要                               | 代表的な投映法である主題統覚検査(TAT)の、司法領域での活用の歴史等の解説  |
| ;   |                  |          |   |   |
| (その他)   |                  |          |   |   |
| 1 Treatment Impact on Japanese SOTP Service Providers(Pilot Study) (共同発表) | 共同ポスター発表         | 2011年11月 | Association for the Treatment of Sexual Abusers | 日本の性犯罪再犯防止指導の担当者が、指導において感じる負担とその解消の在り方の実情について紹介   |
| 2 未来は開かれているー若手心理専門職等の育成   | ミニシンポジウム司会及び指定討論 | 2013年9月  | 日本犯罪心理学会  | 法務省の若手心理専門職と家庭裁判所の若手調査官をいかに専門家として育成するかについての、指導担当者同士による討論。                                   |
| 3 司法矯正領域における集団認知行動療法  | ミニシンポジウム指定討論     | 2014年9月  | 日本犯罪心理学会  | 刑事施設の性犯罪再犯防止指導で注目を浴びるようになった集団認知行動療法の実践家やSVによる解説と討論。   |
| 4 性非行・性犯罪加害者処遇に犯罪心理学はいかに寄与するか   | ミニシンポジウム指定討論     | 2015年9月  | 日本犯罪心理学会  | 近年、その効果検証が注目されている、性非行・性犯罪加害者の処遇の在り方の、実践家等による討論。   |
| 5 TAT図版の多様性   | 単独ポスター発表         | 2017年10月 | 日本ロールシャッハ学会                                     | TATの開発者Murray等による、現行図版とは違う図版開発の試み、及び、日本版TAT図版の開発と活用の歴史、の紹介                                  |
| 6 指導者ケアについて改めて考える   | ミニシンポジウム司会及び指定討論 | 2018年12月 | 日本犯罪心理学会  | 刑事施設での性犯罪再犯防止指導の指導担当者の負担とそのケアをトラウマインフォームドケアの観点から解説し、比較対象として、児童相談所における、性問題を抱える児童等の指導者のケアを紹介。 |
| ;   |                  |          |   |   |

(注)

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び専任教員について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「研究業績等に関する事項」には、書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。
- 4 「氏名」は、本人が自署すること。
- 5 印影は、印鑑登録をしている印章により押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは、省略することができる。この場合において、「氏名」は、旅券にした署名と同じ文字及び書体で自署すること。